

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近い将来、超高齢化社会が到来すると言われているわが国において、65 歳以上人口の割合は 17.4%（平成 17 年国勢調査）で、国民の 6 人に 1 人が 65 歳以上という状況にあります。平成 26 年度には「戦後のベビーブーム世代」（団塊の世代）が高齢期を迎え世界でも前例のない高齢化社会を迎えます。それに伴い高齢期のライフスタイルや福祉サービスのあり方も大きな転換期を迎えます。

本町においては、高齢化が急速に進んでおり、高齢化率は、平成 20 年度には 31% を超え、5 年後の平成 25 年度には町民の 3 人に 1 人が 65 歳以上という状態になると推測されます。

こうした状況の中、多くの高齢者はできるだけ住み慣れた家庭や地域で健康でいきいきと暮らすことを願っており、このような希望に応えるためには、介護予防やリハビリテーションを重視し、要介護状態にならないように予防活動や健康づくりを推進することが大切です。

そのような体制を整備するため、平成 12 年 3 月策定の「三朝町介護保険事業計画・老人保健福祉計画」及び平成 15 年 3 月策定の「第 2 期三朝町介護保険事業計画・老人保健福祉計画」と平成 18 年 3 月策定の「第 3 期三朝町介護保険事業計画・老人保健福祉計画」を基本として、現状の介護保険事業状況、老人福祉のサービス量などの数値を明確に把握し、高齢者のニーズと将来必要な介護サービス量など適切なサービス量が提供されること、また「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、計画を策定するものです。

2 計画の性格

（1）法令等の根拠及び位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく高齢者福祉計画と平成 9 年（1998 年）12 月に介護保険法が成立し、平成 12 年（2000 年）4 月から施行された、同法第 117 条に基づく介護保険事業計画を一体的に策定することとし、「高齢者全般にわたる総合的な計画」という位置づけになります。

（2）策定の背景

高齢社会を迎え、高齢者の保健・福祉・医療において各自治体の役割が重視され、平成 5 年度に老人保健福祉計画の策定が義務づけられました。

本町においても「心ふれあう健康、福祉のまちづくり」をスローガンに三朝町老人保健福祉計画を策定し、平成 11 年度を目標として具体的な施策や達成目標を明らかにし、

高齢者福祉施策を実施してきました。そして、高齢者の状況の変化やニーズの多様化に対応するため、平成8年に見直しを行いました。

また、制度の再構築を図り、国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして平成9年12月に介護保険法が成立しました。この法律により市町村はその運営主体として、保健・医療・福祉サービスを推進していくことになり、その運営の基となる介護保険事業計画の策定が義務付けられました。

介護保険事業計画では、町内における要介護者等の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案して、介護保険給付対象サービスの種類ごとの量の見込み、当該見込み量の確保のための方策等を定めています。

一方、老人保健福祉計画は、介護保険の給付対象及び給付対象以外の老人保健福祉事業を含めた、高齢者保健福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する計画として位置付けています。そして、老人保健福祉計画の大枠の中に介護保険事業計画を盛り込み、平成12年3月に「三朝町介護保険事業計画・老人保健福祉計画」を策定しました。

介護保険制度が導入されて9年が経過しようとしています。平成18年度には、介護保険制度の一部改正を受けて新予防給付・地域支援事業の創設や地域包括支援センター・地域密着型介護サービスの創設等行われました。

今回策定する「三朝町高齢者福祉計画・第4期介護保険計画」は、制度改正後最初の計画見直しとなります。

3 基本理念

“ 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり ”

- ・ 高齢者の自立（総合的な介護予防の推進）
- ・ 住み慣れた地域における生活支援体制の構築
- ・ 高齢者に対する総合的な施策の推進

4 他計画との関係

この計画は、「あったかい町つくろう」を基本理念とする第9次三朝町総合計画（平成13年度策定）を踏まえ、各種行政施策との整合性に配慮するとともに、国における高齢者福祉施策、県の老人福祉計画及び第4期介護保険事業支援計画、鳥取県中部圏域における介護サービス供給体制などとの調和を保ち策定するものです。

5 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、県関係機関、老人福祉従事者、医療機関、地域団体、介護者

等の代表により構成する「三朝町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」策定・事業運営委員会を組織し、さまざまな角度から本町における高齢者福祉事業の方向性と具体策及び介護保険制度の実施に対する議論と審議を行いました。

6 計画期間と点検・評価

この計画の期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間です。また、計画期間中に計画の進ちょく状況等を点検し、評価を行ったうえ、計画を3年ごとに見直します。

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
第2期計画											
見直し			第3期計画								
			見直し			第4期計画					
						見直し			第5期計画		